

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月1日
【事業年度】	第3期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	田辺三菱製薬株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Tanabe Pharma Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 裕弘
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目6番18号
【電話番号】	(06)6205-5085
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経理財務部長 小酒井 健吉
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北浜二丁目6番18号
【電話番号】	(06)6205-5085
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経理財務部長 小酒井 健吉
【縦覧に供する場所】	田辺三菱製薬株式会社 東京本社 （東京都中央区日本橋本町二丁目2番6号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の訂正理由】

平成22年6月22日に提出いたしました、第3期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(15) 主要な事業活動の前提となる事項について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(15) 主要な事業活動の前提となる事項について

(訂正前)

(前文省略)

これら許可等については、各法令で定める期間ごとに更新等を受けなければなりません。また各法令に違反した場合、許可等の取消し、または期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止等を命じられる可能性があります。当該許可等の取消し等を命じられた場合には、社会的信頼の毀損や契約破棄等により、当社グループの財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(以下省略)

(訂正後)

(前文省略)

これら許可等については、各法令で定める期間ごとに更新等を受けなければなりません。また各法令に違反した場合、許可等の取消し、または期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止等を命じられる可能性があります。当社グループは、現時点において、許可等の取消し等の事由となる事実はないものと認識しておりますが、当該許可等の取消し等を命じられた場合には、社会的信頼の毀損や契約破棄等により、当社グループの財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(以下省略)

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月21日
【会社名】	田辺三菱製薬株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Tanabe Pharma Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 裕弘
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目6番18号
【縦覧に供する場所】	田辺三菱製薬株式会社 東京本社 (東京都中央区日本橋本町二丁目2番6号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役土屋裕弘は、当社の第2期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。